

高齢者福祉バスの利用について

1. 受付と申込について

受付開始はバス利用を希望する月の約3ヵ月前の第3木曜日で、開始日は次のとおりとなります。

令和4年度										令和5年度		
バス利用	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(午前10時〜) 受付開始日	4月21日(木)	5月19日(木)	6月16日(木)	7月21日(木)	8月18日(木)	9月15日(木)	10月20日(木)	11月17日(木)	12月15日(木)	1月19日(木)	2月16日(木)	3月16日(木)

●受付時間・場所

各月の受付開始日、午前10時から北老人福祉センターで説明と受付を行います。
はじめに説明をしますので、できるだけ受付開始日に受付をお願いします。
(同じ日に多くの利用希望があった場合は調整する必要がありますので、できるだけ第二、第三希望日まで考えておいてください。)
受付開始日以降は高齢者福祉協会（北老人福祉センター内）で受け付けしますが、土曜・日曜・祝祭日の申込みはできません。
※他の団体の代理申込みはできません。
※説明会終了後は電話での受付ができます。
※バス利用の多い月（5、10、11月）の説明会は駐車場が大変混み合います。なるべく公共交通機関をご利用ください。

2. 申込書の提出について

受付時に利用申込書をお渡しいたしますので、必要事項を記入し、利用日の30日前までに、高齢者福祉協会（北老人福祉センター内）に提出してください。
※提出が遅れるとキャンセルとなる場合があります。
※利用申込書の提出後は、原則として日程・行き先の変更はできません。
※万が一、申込書提出後に乗車する方に変更がある場合は、利用日の2週間前までに高齢者福祉協会にご連絡ください。

3. キャンセルについて

キャンセルについては、利用日の2週間前までに、高齢者福祉協会にご連絡ください。
なお、台風や災害時等でのキャンセルは、当日までにご連絡ください。

4. バスの利用について

1) 利用時間について

利用団体の集合場所を8時30分に出発し、17時30分までに帰って来られる範囲とします。会議の開始時刻等、やむをえない事情で所定の利用時間を超える場合は予約・申込時にご相談ください。なお、ご相談なく実際の利用時間が所定の利用時間を超過した場合は、市役所高齢福祉課により聞き取りを行い、場合によっては「超過理由書」を提出していただきます。

2) 利用回数について

年度内（4月～翌年3月）1回だけの利用ができます。

3) 利用人員について

利用人員は20人以上とします。
※利用団体からの小型・中型の指定はできません。
※補助席を使用する可能性があります。

4) 運行範囲について

裏面運行範囲地図のとおりです。範囲地図内でも、道路事情によりバスが通れない地区もありますのでご了承ください。

5) 利用者の負担について

- ①利用者の責に帰すべき事由による車両破損の修理費
 - ②運行に伴う駐車料金、有料道路使用料
 - ③運転手の宿泊料（1泊2食分）
- ※③は1泊2日利用できる団体（さんさんクラブ連合会、さんさんクラブ）のみの負担となります。

5. 利用上のお願

- 1) 一日保険（民間のレクリエーション保険等）に必ず加入してください。高齢者福祉協会では扱っておりません。
- 2) 乗車する前に健康チェックをしてください。代表者は、体調の悪い方の乗車を見合わせるようご指導ください。
- 3) 過度の飲酒、及び飲酒直後の入浴は、身体に負担がかかるため控えてください。
- 4) 家族や身近な人に行き先、日程等を必ず説明しておいてください。
- 5) 出発、帰着の際の乗車や下車の場所は3ヵ所までとします。
- 6) 集合場所は、交通量が少ない、広い場所にしてください。また〇〇商店前、〇〇公民館前などと具体的に利用申込書に記入してください。
- 7) 運転手さんへの、お弁当、謝礼等は不要です。
- 8) 利用中に事故等があった時には、下記連絡先に必ず連絡してください。

6. 連絡先

・(一財)高齢者福祉協会（有働）
TEL 21-6675（山下町1-7-9）
（北老人福祉センター）

※ 出発日の1週間前及び前日に、バス運行業務委託先より日程・行き先・人数等の最終確認の電話があります。

高齢者福祉バス運行事業は、延岡市総合福祉課が
高齢者福祉協会及びバス運行業務委託先に委託して実施しています。